平成14年(行ケ)第561号 審決取消請求事件 口頭弁論終結の日 平成15年3月3日

判	決			
原告		上学株式:	会社	
同訴訟代理人弁護士	牧	野	利	秋
同	鈴	木		修
同	深	井	俊 忠	至
同訴訟代理人弁理士	増	井		修至弐吉治
同	小 日		平	吉
同。	江		洋	治
被告		上学株式会	会社	
同訴訟代理人弁護士	竹	田		稔 篤 典
	Ϋ́Ι	毌	_	馬
同訴訟代理人弁理士	<u>小</u>	栗	久	典
同	,河	備	健	_

主 文 特許庁が無効2000-35172号事件について平成14年9月2 1 5日にした審決を取り消す。

2 訴訟費用は原告の負担とする。 事実及び理由

1 原告は、主文1項と同旨の判決を求め、無効2000-35172号事件の審決(以下「本件審決」という)において判断の対象となった特許第1893038号の特許請求の範囲第1項に記載された発明に係る特許(以下「本件特許」という)については、本件訴訟係属中に、特許請求の範囲の減縮を目的とする訂正審決が確定したのであるから、本件審決は、取り消されるべきであると述べた。 2 この点、本件特許について、本件訴訟係属中に、特許請求の範囲の減縮を目的

とする訂正審決が確定したことは、当事者間に争いがない。 そうすると、本件審決は、結果的に、判断の対象となるべき発明の要旨の認定 を誤ったものとなり、この誤りが、本件審決の結論に影響を及ぼすことは明らかで ある。

したがって、本件審決は、取消しを免れない。 よって、原告の本訴請求は理由があるから、これを認容することとし、また、 訴訟費用は原告に負担させるのを相当と認め、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官	北	山	元	章
裁判官	橋	本	英	史
裁判官	絹	JII	泰	毅